

受益者負担の基本方針

1. 受益者負担の必要性について

町が提供するサービスは、町民等に納めていただいた税金で賄うのが原則ですが、特定の方が利用するサービスや、民間でも同様のサービスが存在するものについては、全て税金で賄うと、サービスを受ける町民（受益者）と受けない町民との不公平が生じることから、一定の負担を求める必要があります。

本方針は、受益者負担の類型や負担額の内容を明らかにし、持続可能な行財政運営を行うために定めるものです。

2. 受益者負担の分類

（ア）使用料 法第 225 条 行政財産の使用又は公の施設の利用に係る使用料

① 公有地使用料、占用料

（イ）手数料 法第 227 条 特定の者のためにする事務に係る手数料

① 証明手数料

（ウ）分担金 法第 224 条 特定の事業により利益を受ける者から、その受益の限度において徴収する分担金

（エ）負担金 複数の団体で行う事業について、協定等に基づきかかる費用の内当該団体分の負担金

（オ）諸収入 私法上の契約関係に基づき徴収するもの

（カ）町で歳入しない、又は、委託料等歳出予算に係る自己負担

① 各種検診費用・予防接種費用

② 利用料金制度を導入している指定管理施設の使用料

（キ）その他

① 地方公共団体の手数料の標準に関する政令に定めのある手数料

1. 戸籍法に基づく証明書等発行手数料

3. 適正な受益者負担の考え方

（ア）負担割合（＝税収で補填すべき割合）の決定

① サービスの分類

1. 公共関与の必要性

必需的（全町民が利用する） ⇔ 選択的（特定の町民が利用する）

2. 市場性

非市場的（民間では提供されない） ⇔ 市場的（類似サービス有）

		公共関与の必要性		
		選択的	中間	必需的
民間による提供の可能性	非市場的	50%	25%	0%
	中間	75%	50%	25%
	市場的	100%	75%	50%

(イ)負担すべき経費の決定・算定

① 経費の種別

1. 直接経費

サービス提供に直接要する費用、例えば、材料費、応対する職員の人工費、運営維持費及び減価償却費（サービス提供に直接使用されるPCやプリンタ等の備品）など。

2. 間接経費

サービスに関連する間接的な費用、例えば、施設維持費（人件費含む）及び減価償却費（直接経費に含まれるものを除く）など。

※いずれも地財措置相当額を差し引いた額とする。

② 受益者負担の分類ごとの負担すべき経費（サービス原価）

1. 使用料

（直接経費+（間接経費*負担率））*使用単位（使用時間数/想定総稼働時間数）

2. 手数料

直接経費

3. 分担金・負担金
(直接経費+間接経費) * 負担割合
4. 諸収入
(直接経費+間接経費) * 負担割合
5. 町で歳入しない自己負担
(直接経費+間接経費) * 負担割合

4. 定期的な見直し

適正な受益者負担を維持するため、5年を目途として、各受益者負担額について見直しを行います。なお、施設の大規模改修等により当該施設の価値が著しく変動した場合にあってはこの限りではなく、価値の変動があった時点で見直すこととします。

(ア) 見直しの視点

- ① 施設管理費の推移、回収すべき使用料収入
- ② 施設の利便性（改修履歴）
- ③ 近隣同種施設の使用料
- ④ 前回改定時からの物価・賃金上昇率

～付録～

1. 改訂履歴

年月日	改訂番号	改訂内容	改訂主体
令和 7 年 11 月 8 日	Ver.1.0	初回策定	財務課

2. 備考

- ・本方針は必要に応じて見直しを行います。